

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

契約実施機関：海上自衛隊

| | | | |
|--|------|---|--|
| 審議対象期間 | | 平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日 | |
| 審議対象件数 | | 7, 422件 | |
| 1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について） | | | |
| 抽出件数 | | 4件 | (審議概要) 地方調達等 (役務及び物品等) 1 地方調達等発注実績について 2 抽出事案について |
| 地方 調 達 等 | 一般競争 | 3件 | |
| | 指名競争 | 0件 | |
| | 随意契約 | 1件 | |
| | | 意見・質問 | 回答 |
| ○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等 | | 【地方調達発注実績について】 特になし 【抽出事案について】 ○地方調達等について 1 [さばみそ煮 ほか] (一般競争入札) ・調達要求書において分任物品管理官と請求元で同一人物が重複して押印している箇所が複数ある。内部牽制がなされていないようにみえる。改善の必要があるのではないか。 ・缶詰等は入手しやすいため公告期間が短いのか。 本件については公告期間が短いのではないか。 ・応札者が4社というのは妥当か。 | ・補給部隊としての請求元、分任物品管理官としての調達との任務があり、切り分けられている。また、分任物品管理官として内容を審査する部門もあり、内部牽制はなされている。 ・物としては入手しやすいものである。 公告期間は10日以上と定められており10日以上は確保している。年度末ということもあり納品までの期間を考慮すると妥当である。 ・今までの実績から佐世保地区においては4社というのは妥当と考える。 |

| | 意見・質問 | 回答 |
|--------------------------------------|---|---|
| <p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p> | <p>2 [91式機雷整備用器材の改修] (随意契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の内容について当該会社の情報を基に算定しているが4回も札入れをした経緯を説明して下さい。 ・ 防衛省で査定したレートを用いているとの事であるが具体的に教えて下さい。 ・ 一番直近の値を使用しているのか。 ・ 準確定契約はどれくらいあるのか。また、準確定契約というのは法律上委任契約に該当すると思われる。この契約でトラブルとなるのが役務の範囲である。準確定契約において範囲をどこまで実施するのか仕様書に明記して契約しているのか。 ・ 公募を実施したが1社だけの応募だったので随意契約となったということだがこの公募の要綱を拝見すると製造会社と技術的な提携がとれることという条件がある。業者が複数あったから公募を実施したのか。 ・ いくつかのメーカーが仕様書に記載されているが、技術提携がとれる会社はかなりあるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 業者は自社レートで算定しているが防衛省は防衛省で査定しているレートで算定しているため、その差額で商議が重ねられた結果と思われる。 ・ 今回の予定価格については原価計算方式である。直接材料費、直接労務費等の加工費（レート）、一般管理費及び販売費を積算して最終的に計算価格となる。 ・ そのとおりである。 ・ すぐ回答出来ないがあまり多くない。本件の準確定契約は海上自衛隊、防衛省で契約実績がない案件について確定契約とした場合、契約相手方に過剰な利益が生ずるおそれがあるため、契約当初に上限工数を確定させ、役務履行後にエビデンス等により、原価調査を実施した後、実際の価格を確定させるという内容である。実績がなく実施してみないと判らない契約について実施している。 範囲については明記されている。 ・ 公募というのは広く公に募集し、我々の把握している業者以外にも所要の要件を満たし、競争参加を希望する業者がいるかもしれないということで実施している。 結果的に1社しか応募がなかった。 ・ 記載されている会社は下請等で参入するメーカーであり、これらを総合的に統括し、総合作動試験等を実施することができるのは公募の結果この1社であった。 |

| | 意見・質問 | 回答 |
|--------------------------------------|--|--|
| <p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p> | <p>・もしここでしか出来ないと判っていれば初めから随意契約とすればよいのではないか。</p> <p>・4回業者に見積書を提出させているがこの間に予定価格を変えないのか。 また、予定価格を下回るまで行うのかエンドレスなのか。</p> <p>3 [産業廃棄物（ソノブイ打ち殻及びタイヤ等）の処理] (一般競争入札)</p> <p>・役務の履行をどのようにして確認しているのか。</p> <p>・電子マニフェストで確認できるとはどういうことか。</p> <p>・一連番号等が識別不可能な状態とは焼却処理をもって確認しているということによいのか。</p> <p>・焼却処理なら電子マニフェストによる確認のみで履行の確認ができるという理解によいのか。</p> <p>・ソノブイの使用量は算定できないのか。</p> <p>・予定価格と契約金額が一致しているが予定価格が予想されているということはないのか。</p> | <p>・以前は、その理由により随意契約を行っていたが、今は公募等によることを求められている。</p> <p>・予定価格は辞退するまで変えない。見積書は辞退がない限り継続する。業者が辞退した場合には予定価格を見直すこともある。</p> <p>・管理票（電子マニフェスト）で確認している。</p> <p>・一連の処理の流れが電子マニフェストに記載されているため、最終処分終了まで確実に実施されたかを確認できる。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・焼却処理なら全て灰となるため問題ないが、例えば破碎処理ならば写真等による確認が必要となる。</p> <p>・訓練以外でも使用する事があり、あらかじめ確定的なものとはならない。このため、過去5年間の排出量等から算定した数値を使用している。</p> <p>・本件は、契約内訳の3件それぞれについて単価での入札を実施したところ、契約内訳の3件とも同じ業者が3回目の入札で落札し、</p> |

| | 意見・質問 | 回答 |
|---------------------------------------|--|--|
| ○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等 | <p>4 [椅子、会議用 肘なし] (一般競争入札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格よりかなり安価で決定しているが数量が多かったためか。 ・ 調整を行ない予定価格としているが実際に納品される物の品質をどのように確認しているのか。 ・ 納品時に抜き取りをして品質を確認しているのか。 | <p>一致したものである。入札金額の推移を見るかぎり予定価格が予想されていたとは思えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札した業者に確認したところ数量が多かったこと、仕入先との取引実績及び一般入札競争ということもあり、その価格で応札したとの事であった。 ・ 同等品で応札を希望する業者には同等品承認申請書をカタログと一緒に提出させ品質を確認している。 ・ 納品時に受領検査官が確認している。 |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし | |
| 2. 談合情報案件の処理状況について | | |
| 談合情報件数 | 0件 | (審議概要) 該当案件なし |
| | 意見・質問 | 回答 |
| ○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等 | なし | |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし | |